

刑事(6)

正本

昭和三〇年四月四九一四号
昭和三十一年四月一七七号

準備書面

(才古)

原告	下田隆	一外二九
同	岩淵文	治外一八
被告	田	

右当事者間の損害賠償請求事件について原告は左の通り弁論を準備する。

昭和三十四年十一月十七日

原告等代理人

弁護士 松井康



東京地方裁判所
民事才二十四部 御中



被告は昭和三十三年六月二十七日付準備書面一才四回一において、国際私法上の不法行為に基く日本国民の損害賠償請求権は行為地法たる日本国内法に準拠すべきところ、仮りに今次大戦中若し日本国において国際法違反の害敵手段の行使があり、そのため敵国民の生命、身体等を違法に侵害したことがあつたとしても、右害敵手段が日本国家の軍隊その他の機関により職務行為としてなされたものであるかぎり、被害者たる敵国民のわが法に基く損害賠償請求は認められなかつたのであるから、原告等が米国裁判所に対し本件の加害行為に基く損害賠償の請求を提起しても米国国内法上の不法行為の成立は認められないと主張する。

一しかし旧憲法下における権力的行政作用が不法行為責任を免責されるとの理論は、被告も認めてゐる如く、法律上の

明文に根拠を置くものではなく、単なる解釈論として存在していたにとどまるものである。

この点、旧憲法の下においてもその不当性については強い非難があり、判例及び学説も、国民の権利擁護の立場から国家の行政作用を単に形式的にとらえず、これを実質的に観察し、昭和二十年当時までに多くの場を通じて国家の行政作用が免責されることの不当を緩和することに努力して来た歴史は想起されるべきである。

二、更に旧憲法下における権力的行政作用が不法行為について免責されるとの理論的根拠は公共の福祉並びに正義衡平の原則によるものであつて、決して無制限なものではない。したがつて権力的行政作用であつてもその行政目的を達する以上に公共一般に惨害を与え、正義衡平の範囲を逸脱する場合には、それは最早理論的根拠によつて国家行為の免

責を理由づけらるることにはできず、國家は民法才七〇九條による不法行為責任を負担するものである。

しかも右のような権力的行政作用の免責理論は、成程旧憲法下においては通説的見解ではあつたが、これを今日の時点において検討するとき、この通説的見解が旧憲法下においても正しいものでなかつたことは明らかである。今日國家賠償法によつて國家の不法行為責任については、明文を以つて解決をみているが、これは必ずしも創設的な規定であるとは断定することはできないものであつて、旧憲法下においても採り得る解釈理論を明文をもつて確認したものと解すべきである。

三ところであれわれは原爆が保有する巨大な破壊力、その殘虐性についても深く思ひを致さなければならぬ。

原爆による惨害は、多くの平和な非戦闘國民に対して広範

で且つ殘虐な生命の奪取と、かろりじて生命を保つた者に對しても激甚且つ終生回復し得ざる身体的損害を与えるものであることは、今次大戦における二度に亘るわが国の経験によつて明らかである。

しかも原爆の使用がもたらす影響力は単なる被爆を受けた個々人、又は国民にとどまらないことに留意すべきである。現代医学の明らかにしたところだけでも、原爆の使用は空中に放出される降下物質により人類の種に対して看過することのできない遺傳的影響を与え、人類の将来の生存そのものに多大な惨害を与える本質を有するものである。

四 以上のよりの原爆のもつ本質的な殘虐性及び影響力と、わが国における行政作用が責任免除を次々に縮減されて来た歴史に鑑み、仮りに若し故意又は過失により原爆を投下しこれにより米国民に広島並に長崎市民が蒙つたと同程度に

損害を与えたとすれば、それが旧憲法下であり且つ戦争といふ権力的作用にもとすくものであつても、そのもたらす惨害が戦争遂行の目的をはるかに越えることから免責を受けることはできず、米国民は日本の裁判所に対し日本政府の国際法上違法な行為によつて蒙つた損害に対し、日本民法才七(一)九条にもとすいて、その蒙つた損害の賠償を請求する権利を有するものである。

又仮りに日本政府が原爆投下による不法行為の責任を米国民に対して負担しないとしても、国際法上の相互主義は自国の安全と繁栄の見地から特定の権利について明文をもつて定めた場合のみその適用をみるものであつて、例えは国家賠償法、外国人土地法、仮産法等一本件の如く何らその規定のない民法上の不法行為による損害賠償請求権には適用がないものである。

したがつて仮りに米国民が日本法にもとずき、日本政府の原爆投下による不法行為責任を追究できなゝいとしても、日本政府が米国民政府の国際法上違法を原爆投下によつて蒙つた損害について米国民内法に基き米国民政府又はトルーマン等に対して損害の賠償を請求する権利は有するのである。